

第3編 風水害等対策編

第1部 災害予防計画	3-1
第1章 災害に強いまちづくりの推進	3-1
第1節 基本方針	3-1
第2節 道路・橋りょうの整備	3-1
第3節 漁港の防災機能の活用	3-1
第2章 防災知識の普及	3-2
第1節 計画の方針	3-2
第2節 町職員に対する防災教育	3-2
第3節 町民に対する防災知識の普及	3-2
第4節 児童・生徒等に対する防災教育	3-2
第5節 防災上重要な施設管理者等に対する教育	3-2
第6節 過去の災害教訓の伝承	3-2
第3章 防災訓練	3-3
第1節 防災訓練	3-3
第2節 防災関係機関等の訓練	3-3
第3節 町民、事業所等の訓練	3-3
第4章 自主防災組織の育成	3-4
第1節 協力体制の確立	3-4
第2節 自主防災組織の育成	3-4
第3節 事業所の自衛消防組織の強化	3-4
第5章 水害予防対策	3-5
第1節 水害予防計画	3-5
1. 河川の整備	3-5

第 6 章	風雪害予防	3-7
第 1 節	風害予防対策	3-7
1.	保安林の指定.....	3-7
2.	台風・竜巻等に関する知識の普及啓発.....	3-7
3.	農作物等の風害防止対策.....	3-8
第 2 節	雪害予防対策	3-9
1.	道路雪害対策.....	3-9
2.	除雪作業等.....	3-9
3.	観光客等への対応.....	3-9
4.	農作物等の雪害防止対策.....	3-9
第 7 章	土砂災害予防	3-11
第 1 節	危険箇所の把握	3-11
第 2 節	警戒避難体制の整備	3-11
第 3 節	パトロールの実施	3-12
第 4 節	町民への周知等	3-12
1.	町民への周知.....	3-12
2.	孤立対策.....	3-12
第 5 節	防止工事の実施	3-12
1.	地すべり対策.....	3-12
2.	急傾斜地崩壊対策.....	3-12
3.	土石流災害対策.....	3-13
4.	山地災害対策.....	3-13
5.	ため池災害対策.....	3-13
第 8 章	高潮災害予防	3-14
第 1 節	海岸修築事業の概要	3-14
第 2 節	防潮林の防護対策	3-14
第 3 節	高潮の防止対策	3-14
第 9 章	情報収集・伝達体制の整備	3-15
第 1 節	災害通信網の整備	3-15
1.	防災行政無線.....	3-15

2.	県総合防災情報システム	3-15
第 2 節	無線の設置場所等	3-15
第 3 節	職員に対する通信施設の使用方法的習熟等	3-15
第 10 章	生活関連物資等の確保	3-16
第 1 節	飲料水、食糧等の生活関連物資等の備蓄状況	3-16
第 2 節	備蓄倉庫の整備	3-16
第 3 節	各人による非常持出品の確保指導	3-16
第 4 節	生活関連物資の供給体制の整備	3-16
第 5 節	協定の締結	3-16
第 6 節	帰宅困難者支援に関わる備蓄	3-16
第 7 節	災害時の物流体制の整備	3-16
第 8 節	医薬品及び応急医療資機材等の整備	3-16
第 11 章	避難所等の整備	3-17
第 1 節	避難施設の整備	3-17
第 2 節	避難路の整備	3-17
第 3 節	避難場所・避難所、避難路の周知	3-17
第 4 節	震災対策用貯水施設等の整備	3-17
第 5 節	ヘリコプター臨時離発着場等の確保	3-17
第 12 章	災害時の医療確保	3-18
第 1 節	医療機関の稼働状況等	3-18
第 2 節	初期医療体制の整備	3-18
第 13 章	要配慮者対策	3-19
第 1 節	避難行動要支援者に対する対応	3-19
第 2 節	要配慮者全般に対する対応	3-19
第 3 節	社会福祉施設等における防災対策	3-19

第4節	外国人に対する対応	3-19
第14章	ボランティア活動の環境整備	3-20
第1節	ボランティアの活動分野	3-20
第2節	ボランティアとして協力を求める個人、団体	3-20
第3節	ボランティア意識の啓発、参加の呼びかけ	3-20
第4節	災害時におけるボランティアの登録、派遣	3-20
第15章	在港船舶対策	3-21
第1節	在港船舶対策	3-21
1.	災害防止の方法	3-21
第16章	帰宅困難者等対策	3-22
第1節	帰宅困難者等	3-22
第2節	一斉帰宅の抑制	3-22
第3節	帰宅困難者等の安全確保対策	3-22
第4節	帰宅支援対策	3-22
第5節	関係機関と連携した取り組み	3-22
第6節	鉄道事業者の取り組み	3-22

第1部 災害予防計画

風水害は自然現象であり、現在の科学技術で防止することは不可能である。

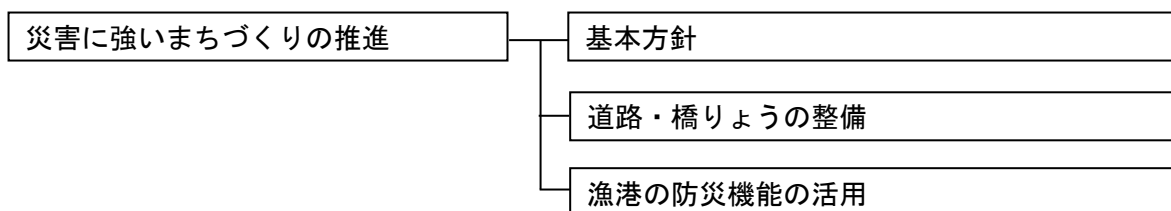
「第2編 震災対策編—第1部 災害予防計画」を参照。

第1章 災害に強いまちづくりの推進

実施担当課〔総務企画課、地域振興課、建設水道課、各事業所〕

災害に強い安全なまちづくりの実現を目的に、町の防災構造化に関する計画とする。

＜施策の体系＞



第1節 基本方針

「第2編 震災対策編—第1部—第1章—第1節 基本方針」を参照。

第2節 道路・橋りょうの整備

「第2編 震災対策編—第1部—第1章—第5節 道路・橋りょうの整備」を参照。

第3節 漁港の防災機能の活用

「第2編 震災対策編—第1部—第1章—第11節 漁港の防災機能の活用」を参照。

第2章 防災知識の普及

実施担当課〔総務企画課、教育委員会、各事業所〕

風水害による被害を最小限にとどめ、被害の拡大を防止し、町民の生命、身体及び財産を守る。
そのためには、町の防災対策の推進にあわせて、町民一人ひとりが台風や豪雨、洪水や土砂災害等の風水害に対する正しい知識を持ち、日頃から災害時に冷静に行動できる力を身につけることが重要である。

第1節 計画の方針

「第2編 震災対策編－第1部－第2章－第1節 計画の方針」を参照。

第2節 町職員に対する防災教育

「第2編 震災対策編－第1部－第2章－第2節 町職員に対する防災教育」を参照。

第3節 町民に対する防災知識の普及

町内河川の洪水実績を表示した洪水実績図や崖崩れや土石流、地すべりの危険性がある地域を表示した、土砂災害ハザードマップを作成するなど、町民に対する防災知識の啓発を促進する。

「第2編 震災対策編－第1部－第2章－第3節 町民に対する防災知識の普及」を参照。

第4節 児童・生徒等に対する防災教育

「第2編 震災対策編－第1部－第2章－第4節 児童・生徒等に対する防災教育」を参照。

第5節 防災上重要な施設管理者等に対する教育

「第2編 震災対策編－第1部－第2章－第5節 防災上重要な施設管理者等に対する教育」を参照。

第6節 過去の災害教訓の伝承

「第2編 震災対策編－第1部－第2章－第6節 過去の災害教訓の伝承」を参照。

第3章 防災訓練

実施担当課〔総務企画課、消防本部、消防団、各事業所〕

洪水や土砂災害から身を守るための避難訓練等を実施する。山間部では地域の孤立を想定した訓練を実施するなど、地域の特性に合わせた訓練を行う。

「第2編 震災対策編－第1部－第3章 防災訓練」を参照。

第1節 防災訓練

「第2編 震災対策編－第1部－第3章－第1節 防災訓練」を参照。

第2節 防災関係機関等の訓練

「第2編 震災対策編－第1部－第3章－第2節 防災関係機関等の訓練」を参照。

第3節 町民、事業所等の訓練

「第2編 震災対策編－第1部－第3章－第3節 町民、事業所等の訓練」を参照。

第4章 自主防災組織の育成

実施担当課〔総務企画課、消防本部〕

「第2編 震災対策編－第1部－第4章 自主防災組織の育成」を参照。

第1節 協力体制の確立

「第2編 震災対策編－第1部－第4章－第1節 協力体制の確立」を参照。

第2節 自主防災組織の育成

「第2編 震災対策編－第1部－第4章－第2節 自主防災組織の育成」を参照。

第3節 事業所の自衛消防組織の強化

「第2編 震災対策編－第1部－第4章－第3節 事業所の自衛消防組織の強化」を参照。

第5章 水害予防対策

実施担当課〔地域振興課、建設水道課〕

町は、過去に台風等により、河川の堤防の決壊や損壊、隣接道路への越水、側溝からの溢水による床下、床上浸水等の被害がしばしば発生している。

今後は河川の整備計画による施設の整備や被害の生じた場所やおそれのある場所を再点検し、雨水排水量の検討による道路側溝の整備などを計画的に順次整備を行う。

また、定期的な施設の点検を実施し、不備な箇所での修繕や維持管理について徹底する。

また、安房土木事務所管内の水防事務の円滑のため設置されている、水防連絡会により関係各機関相互の協力及び連絡を密に図る。

<施策の体系>

水害予防対策

水害予防計画

第1節 水害予防計画

1. 河川の整備

(1) 基本的な考え方

台風や集中豪雨による河川のはん濫等による浸水被害を回避するための河川整備を実施する。

(2) 現状と課題

本町には、県管理の二級河川として元名川、保田川、佐久間川があり、町管理の準用河川として小磯川、大六川がある。その他にも普通河川として七面川、吉浜川がある。また、山間部を背景にして多くの小河川及び水路がある。

これらの河川では、台風や梅雨期の豪雨による多降雨時に住宅地・農地への浸水・冠水の危険性が高い。近年、気候変動等の影響により降雨が局地化、集中化、激甚化している。また、近年の開発事業による山林等の伐採に起因する流出率はさらに高まり、災害を大型化する可能性を有している。以上の点から本町河川の改修工事が急務になっている。保田川の保田地区から下流及び小磯川は、すべての改修工事を完了しているものの、施設の老朽化による改良の見直しが生じている。また、その他の河川についても、改良計画は遅々として進んでいないのが現状である。

護岸改修は、佐久間川は河川改良により、保田川及び佐久間川上流は砂防事業により工事が進められており、普通河川の多くは地滑り防止区域の指定を受け、工事が進められている。

以上のことから、広大な山間部を有し河川の多い本町では、年々土砂の流出や地滑りの危険性が高まっており、河川対策の抜本的見直しが必要となっている。

(3) 対策方針

(ア) 砂防区域内河川の整備

山間部の護岸決壊や耕地の滅失等を防止するため、砂防指定地域に指定されている保田川の権限橋上流及び佐久間川の川又橋上流では河川改修、砂防ダム、床固め工の整備を促進する。

(イ) 二級河川の整備

河川の災害を防止し、町民の財産を守るため、計画的改修を管理者である県に要望する。

(ウ) 準用河川の整備

町の準用河川である小磯川・大六川について、河川災害を防ぐため河川全体の改良を計画、実施する。

なお、鋸南中学校や高規格127号の建設等付近の開発が進んだ大六川や、国道127号と交差する砂田橋付近の改良整備は既に完了している。

(4) 気象(降水量)、河川水位等の観測

町内にある気象観測所(降水量)や河川水位観測所は以下のとおりである。

表 1.5.1 気象観測所及び河川水位観測所

種類	局名	流域	所在地	管轄
降水量	佐久間		上佐久間3	千葉県安房土木
降水量	鋸南		大六	銚子地方気象台
水位	佐久間	佐久間川	下佐久間	千葉県安房土木

(5) 農作物等の水害予防計画

過剰な地表水により生じる直接または間接的な被害や、大雨による河川のはん濫、山崩れ等による田畑の浸水や流失、埋没、冠水による農作物の腐敗による病害虫の発生など、多様な水害を想定する。

① 水害の気象的条件

雨による災害の発生は総雨量もさることながら、どれだけの時間内に降ったかが大きな要因となる。同じ50mmの雨でも、1日を通して降った場合は災害に結びつくことは少ないが、それが1時間で降った場合は大きな被害を引き起こすことが多い。

大雨の降り方と水害の規模には次の3つのタイプがある。

(ア) 短時間強雨

雷雨など、短時間に降る強い雨によって、低地の浸水、土石流、山・崖崩れなどが多発する。

(イ) 短時間強雨を含む大雨(集中豪雨)

台風、低気圧、前線活動による大雨(強雨を伴う)で、山・崖崩れ、中小河川の洪水・はん濫など大きな災害に結びつくことが多い。

(ウ) 一様な降り方の大雨

前線活動などによる大雨が持続することにより河川が次第に増水し、低地の浸水や洪水などの災害に結びつく。ただし、雨が降り始めてから災害発生までには時間的余裕がある。

② 水害直前の対策

水害が予想されるときは、溝を補修して水はけを良くするなど、排水のための準備、避難の準備を実施する。

③ 水害直後の対策

農作物が水害の被害にあった場合は、次の対策を講じる。

(ア) 水路の障害物を除去

(イ) 排水ポンプ等による耕地の停滞水の除去

(ウ) 浸水により根元が現れた場合は、他から土を持ってきて根株を固定する

(エ) 収穫期の農作物の場合は、なるべく早く収穫して乾燥させる

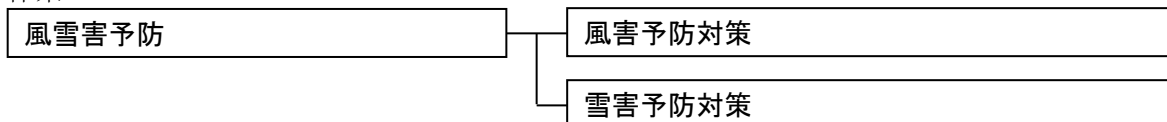
(オ) 病害虫防御の対策を講じる

第6章 風雪害予防

実施担当部〔地域振興課、建設水道課〕

台風や冬季の季節風、その他局地的な暴風等の風害、ならびに降雪による雪害による人的被害、住家等建物被害及び農作物被害の発生を予防するために必要な事業または施設の整備についての計画とする。

＜施策の体系＞



第1節 風害予防対策

1. 保安林の指定

森林法の規定に基づく保安林の指定地域は、資料編：資料第60のとおりである。

2. 台風・竜巻等に関する知識の普及啓発

町及び県は、台風・竜巻等による風害を最小限にとどめるため、町民や事業者等に対して、以下の普及啓発を図る。

(1) 気象情報の確認

気象庁が発表する警報や注意報、気象情報などの防災気象情報については、平時から、テレビ・ラジオ等により確認する。

なお、竜巻などの激しい突風に関する気象情報には、事前に注意を呼びかける「予告的な気象情報」と「雷注意報」、竜巻等の激しい突風が発生しやすい気象状況になった時点の「竜巻注意情報」がある。各地の気象台から発表される、各気象情報の内容は次表のとおりである。

表 1.6.1 各気象情報の内容

気象情報	内容
予告的な気象情報	<ul style="list-style-type: none"> 低気圧の発達などにより災害に結びつく気象現象が予想される場合、半日～1日程度前に「大雨と雷及び突風に関する千葉県気象情報」等の表題で予告的な気象情報が発表される 竜巻などの激しい突風の発生が予想される場合には、注意報本文の付加事項に「竜巻」と明記して特段の注意を呼びかける
雷注意報	<ul style="list-style-type: none"> 積乱雲に伴う激しい現象(雷、ひょう、急な強い雨、突風など)の発生により被害が予想される数時間前に発表される 竜巻などの激しい突風の発生が予想される場合には、注意報本文に不可事項に「竜巻」と明記して特段の注意を呼びかける
竜巻注意情報	<ul style="list-style-type: none"> 気象ドップラーレーダーの観測などから、竜巻などの激しい突風が発生しやすい気象状況になったと判断されたときに発表される 雷注意報を補完する気象情報であり、発表から1時間の有効時間を設けている。有効時間の経過後も危険な気象情報が続く予想した場合には、竜巻注意情報を再度発表する
竜巻発生確度ナウキャスト	<ul style="list-style-type: none"> 気象ドップラーレーダーの観測などを利用して、竜巻等の激しい災害の可能性のある地域分布図(10km格子単位)で表し、その1時間後までの移動を予測する 平常時を含めて常時10分ごとに発表される

	<ul style="list-style-type: none"> 発生確度は「竜巻が現在発生している(または今にも発生する)可能性の程度」を示す
--	---

(2) 身を守るための知識

台風から身を守るためには、正確な気象情報を収集し、早めに安全な場所に避難する。

突発的かつ局地的に発生する竜巻等から身を守るためには、次のことを心がけ、頑丈な建物内に移動するなど、安全確保に努める。

① 竜巻が発生するような発達した積乱雲の近づく兆し

- (ア) 真っ黒い雲が近づき、周囲が急に暗くなる。
- (イ) 雷鳴が聞こえたり、雷光が見えたりする。
- (ウ) ヒヤッとした冷たい風が吹き出す。
- (エ) 大粒の雨や雹が降り出す。

② 発生時に屋内にいる場合

- (ア) 窓を開けない、窓から離れる、カーテンを引く。
- (イ) 雨戸・シャッターを閉める。
- (ウ) 1階の家の中心に近い、窓のない部屋に移動する。
- (エ) 頑丈な机やテーブルの下に入り、両腕で頭と首を守る。

③ 発生時に屋外にいる場合

- (ア) 車庫・物置・プレハブを避難場所にしない。
- (イ) 橋や陸橋の下に行かない。
- (ウ) 近くの頑丈な建物に避難する、または頑丈な構造物の物陰や近くの水路やくぼみに身を伏せ、両腕で頭と首を守る。
- (エ) 電柱や太い樹木であっても倒壊することがあり危険であるため近づかない。

3. 農作物等の風害防止対策

台風、冬季の季節風、その他局地的な強風等による農作物等への被害を防止するため、農業協同組合を通じて常時指導し被害の減少を図る。

(1) 防風垣の設置

① 防風垣

果樹園の周囲に設置するが、風向、風質、風速等により園を細分して囲う必要がある。なお、栽植果樹に接近するので、養水分の競争を起こさせない樹種を選ぶこと。

② 幅員及び高さ

一列植として1～1.5m幅で、高さは一定しないが約3～9mとする。下葉の枯上りを防ぐため栽植距離その他管理に万全をつくること。

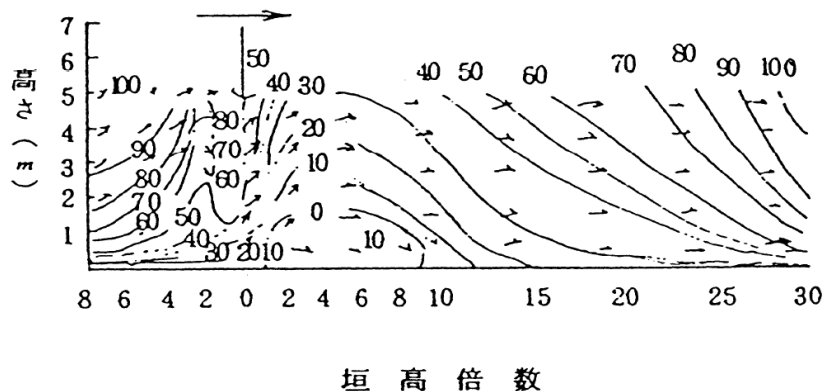


図 1.6.1 防風しようによる風速分布断面

③ 多目的防災網の設置

果樹は、風害対策として、防風林やネットを設置してきたが、最近では、風だけでなく、降雹、害虫、鳥などを防ぐ多目的に利用できる多目的防砂網が開発され、普及しつつある。

この多目的防災網を的確に使用することで、果樹の被害を未然に防ぐことが可能になる。強風害及び降雹を伴う強風害を防ぐために、敵機に多目的防災網を設置する必要がある。

第2節 雪害予防対策

本町は、房総南端の温暖な気候下に位置しているため、これまで雪害による被害は生じてこなかった。しかし、平成26年2月には関東地方で大雪による大きな被害が生じ、県内でも多数の被害があったことにかんがみ、道路への降雪や着氷、凍結等による社会機能の低下や農作物被害等の雪害対策を実施する。

関東地方は2月、3月の南岸低気圧の通過による大雪が発生しやすく、本町では、スイセンや桜など花見シーズンと重なることを考慮し、観光客への対応策についても検討する。

1. 道路雪害対策

道路管理者は次に掲げる事項について事前の対策を講じる。

- (ア) 職員の配備体制及び連絡系統の確立
 - (イ) 建設業者等との協定締結等による、除雪体制の強化
 - (ウ) 路面凍結防止剤の備蓄
 - (エ) 除雪活動に使用可能な車両、器具の把握
 - (オ) 道路パトロール車等のすべり止め装置の確保
 - (カ) 道路通行規制に使用する標識及び資材の確保
 - (キ) 雪捨て場の確保
- 雪捨て場は赤伏、塚原のため池埋立地とする。

2. 除雪作業等

道路管理者は除雪作業等に関して以下の事項を実施する。

(1) 除雪作業

県土木事務所や協定業者等の機材やトラック類を使用するとともに、消防団や町職員を動員する。また、除雪にあたっては県等の道路管理者との連携を図る。

(2) 路面凍結の防止

路面凍結に対して凍結防止剤を準備するとともに、山地部、坂道等に散布砂等を用意し、路面凍結または圧雪による走行困難に備える。

また、路面凍結が予想されるときは気象状況、道路路面状況及び凍結防止剤の種類を勘案し、最適な実施時間、量の凍結防止剤を散布する。

3. 観光客等への対応

観光客が降雪、積雪による交通麻痺などで帰宅困難に陥る可能性があることをかんがみ、以下の事項について対策を検討する。

- (ア) 観光客の安全確保
- (イ) 観光客への伝達手段
- (ウ) 一時滞在施設の確保

4. 農作物等の雪害防止対策

(1) 野菜について

① 事前対策

- (ア)ビニールハウスは構造が簡単で強度が弱いため、金属パイプによる筋交い等で各部を十分補強し、倒壊の防止に努める。
- (イ)ビニールハウスは、積雪20cm以上になると倒壊の危険があるので、屋根の除雪に注意すると同時に、暖房器具を設置してあるものは、事故に留意して加温調節を行い、トンネル栽培についてもハウスと同様に除雪を行う。

② 事後対策

- (ア)降雪後は急激に気温が低下することが多いので、ビニールハウスやトンネルに定植したものは寒害を予防するため、夜間の保温に注意を要するが、この際、暖房器具の故障、調整等に注意しなければならない。
- (イ)露地野菜も降雪による凍害を受け易いので、できる限り除雪及び融雪の促進に努め、融雪は追肥、薬剤散布等による病害予防によって生育の回復を早めるようにする。

(2) 果樹について**① 事前対策**

- (ア)降雪荷重による枝折れ、裂傷及び倒伏を避けるために支柱を立てること。降雪中に竹竿等を利用して枝をゆさぶり、雪を落とすことが必要で、特に結果樹の除雪は大切である。
- (イ)降雪後の寒風害を防止するため、防風林、防風網の設置、整備を行うこと。（「第3編 風水害等対策編—第1部—第6章—第1節 風害予防対策」を参照）
- (ウ)「寒冷紗」や「コモ」で樹を被覆する。ただし、被覆はかけ方によって逆に荷重が加わって被害を大きくするので、樹の上部をトンガリ帽子状に被覆する。幼木の被覆は1樹1束とする。

② 事後対策

- (ア)融雪が遅れると、枝折れ、裂傷のほか生理障害を起こすことがあるので、雪の上に黒土、灰等をまいて融雪を促進する。ただし、雪で埋った幼木や下枝の除雪は、気温が低い場合にはかえって凍害をうけるので注意する。
- (イ)融雪期間が長くなると、湿害が起こり易いので溝を掘って排水をよくする。
- (ウ)裂傷樹は、折れた部分で切り取り、剪定時に切りもどし、切口を削って保護剤を塗るか裂した樹を結束し、保護剤を塗り支柱を立てる。

(3) 花きについて**① 事前対策**

- (ア)ハウス等の施設については、積雪荷重による被害を防ぐため、金属パイプによる筋交い等で各部を十分補強する。特に、パイプハウスは、屋根部が弱いので中柱を立て補強する。
- (イ)ハウス屋根の積雪は20cmを超えると倒壊の危険があるので、除雪に努める。
- (ウ)ハウス内作物の保護は、暖房器具に注意し、停電等による中断や、たき過ぎに特に注意する。
- (エ)露地ものについては、支柱を立て、フラワーネット等を張って倒伏から守る。

② 事後対策

- 降雪後は、直ちに除雪を行い、晴天の日は、遮光をして直射光線による害から守り、また、除雪とともに融雪につとめ、施設付近に堆積しておかないこと。融雪の際は湿害に注意し、二次的な病害から守る。

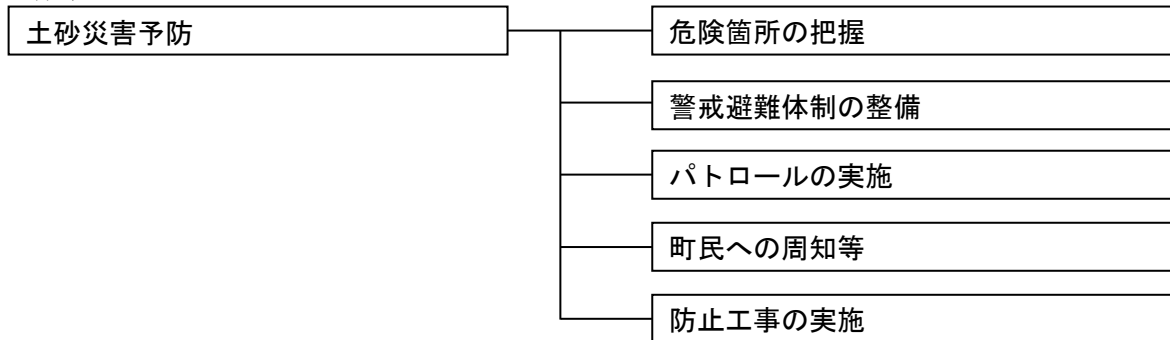
露地ものについては、降雪後くん炭等をまいて融雪に努めると共に、併せて湿害から守る。

第7章 土砂災害予防

実施担当課〔建設水道課、総務企画課〕

台風や集中豪雨などに起因して発生する土砂災害から、県民の生命、身体、財産を守るため、土砂災害が発生するおそれのある区域を明らかにし、土砂災害防止対策の推進を図る。また、県と協議の上、防止工事の実施、地盤災害の危険性を助長するような造成工事の規制・指導等の措置を講じる。

＜施策の体系＞



第1節 危険箇所の把握

町は、土砂災害を被るおそれのある箇所の崩壊による災害を未然に防止し、その被害の軽減を図るため、被害が発生するおそれのある土砂災害危険箇所の把握に努める。

町では、豪雨時あるいは地震時において、地質的な脆弱性から種々の土砂災害が生起するおそれがある。災害の形態としては、崖崩れ、土石流、山腹崩壊及び地すべり等がある。

県は、土砂災害危険箇所をホームページや土砂災害危険箇所マップ等で公表している。

砂防三法（「砂防法」（明治30年）、「地すべり等防止法」（昭和33年）、「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」（昭和44年））により指定されている危険箇所としては、それぞれ砂防指定地、地すべり防止区域、急傾斜地崩壊危険区域がある。また、治山事業を計画的に実施することを目的として、山腹崩壊危険地区、地すべり危険地区、崩壊土砂流出危険地区の山地災害危険地区が設定されている。

更に、県は「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」に基づき、土砂災害が発生した場合、建築物の損壊や町民等の生命または身体に危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域を「土砂災害警戒区域」または、「土砂災害特別警戒区域」として指定している。

町内の土砂災害危険箇所等は資料編：資料第18、第19、第20、第21、第22、第23、第24、第25、第26、第27、第28、第29、第30、第31のとおりである

第2節 警戒避難体制の整備

町は、主として以下の項目に留意して土砂災害に対する警戒避難体制を整備する。

(ア) 町は、土砂災害警戒区域等ごとに、土砂災害に関する情報の収集及び伝達等土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項を地域防災計画に定めるとともに、要配慮者の円滑な警戒避難に資する土砂災害に関する情報等の伝達方法を定める。また、土砂災害警戒区域における円滑な警戒避難体制を確保する上で必要な事項を町民に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物の配布その他必要な措置を講じる。

(イ) 町は、大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報の発表など土砂災害発生の危険が予想されたときは、体制の強化を図り、土砂災害警戒判定メッシュ情報などの土砂災害発生の切迫性

や危険度の推移がわかる補足情報、前兆現象を参考にして、土砂災害発生のおそれがある地域を特定した上で、的確に避難準備情報、避難勧告等を発令する。

- (ウ) 避難準備情報は要配慮者等が避難を開始するための情報であることから、町は、当該要配慮者の避難に要する時間を的確に把握するよう努める。
- (エ) 町は、これらについて、必要に応じて気象台、県等に助言を求めるものとし、県は災害発生の危険性が高まった場合、市町村に対してその状況を伝達し必要な情報を提供するとともに、平時から、気象台等の関係機関と連携して情報の利活用について助言・周知を図る。
- (オ) 町は、土砂災害警戒区域内において要配慮者施設が設置されている場合は、当該施設に対し、土砂災害に関する情報、予報及び警報、避難勧告等の情報の伝達方法を定めるとともに、当該区域内における在宅の要配慮者に対する避難支援体制の確立に努める。
- (カ) 町は、土砂災害警戒区域等の指定がされていない土砂災害危険箇所についても、指定区域における対応に準じた警戒避難体制の整備に努める。

第3節 パトロールの実施

町は、平常時から土砂災害危険箇所や砂防施設等を巡視することにより、危険箇所や施設等の状況把握に努めるとともに、台風及び豪雨等により大雨が予測されるときは、町民、警察、消防団等から土砂災害発生の前兆現象や災害発生等の情報を収集する。

第4節 町民への周知等

1. 町民への周知

町は、町民に対しインターネット、広報紙、パンフレット等多様な手段により、土砂災害の危険性が高い地域を周知し、土砂災害に関する知識の普及と防災意識の向上を図る。

また、全国的に実施される土砂災害防止月間等において、土砂災害から身を守るため、町民を交えた情報伝達及び避難訓練等を実施する。

2. 孤立対策

町内で土砂災害により孤立する可能性の高い地域については、事前に町民に周知するとともに、地域が孤立した場合を想定した訓練などを実施する。

第5節 防止工事の実施

法令に基づき災害危険区域に指定された場合に、県は各種の防止工事を行うこととなる。これらについて、町は事業着手に係る優先度などを踏まえ、迅速な防災事業の推進を図るよう県に要請する。

また、防止工事が完了した危険区域でも、時間の経過とともに山崩れ、崖崩れの危険性をはらんでくることから、常に危険箇所の把握に努める。

1. 地すべり対策

町面積45.19km²の約1/3にあたる約15.0km²の地域に地すべり防止区域の指定がなされており、地形的・地質的脆弱性を物語っている。これらの各指定区域では事業は進行中であり、今後の整備進捗が望まれる。

現在の地すべり防止区域以外にも地すべり災害による被害が想定される地域があると推測される場合、県は町と協議の上、今後の調査、区域指定の促進を図る。(資料編：資料第18、19、20、21、26を参照のこと。)

2. 急傾斜地崩壊対策

県は町と協議の上、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第3条の規定により、急傾斜地崩壊危険区域(資料編：資料第22)を指定している。

また、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律に基づき、土砂災害警戒区域を指定している。土砂災害警戒区域、土砂災害危険箇所は（資料編：資料第23）のとおりである。

この指定区域に含まれていない危険箇所についても、当該箇所及び周辺地域の状況に応じ、区域指定の促進を図る。

3. 土石流災害対策

県は、土石流が発生するおそれのある土石流の危険がある溪流を、砂防法第2条により土石流の発生を助長するような行為を制限するため砂防指定を促進し、土石流が発生するおそれの高い箇所や保全対象の多い箇所から防止工事を実施する。（土石流危険溪流は資料編：第24に、砂防指定地は資料編：第25参照のこと。

4. 山地災害対策

山地災害危険地区とは、山腹の崩壊、崩壊土砂の流出及び地すべりによる災害が現に発生し、または発生する危険のある箇所、人家または公共施設に被害を及ぼすおそれのある地区をいう。

県は、調査により、山腹崩壊危険地区、地すべり危険地区、崩壊土砂流出危険地区と判定した箇所を公表するとともに、その危険度や保全対象など、地区の状況を考慮し、計画的に治山事業を実施する。

5. ため池災害対策

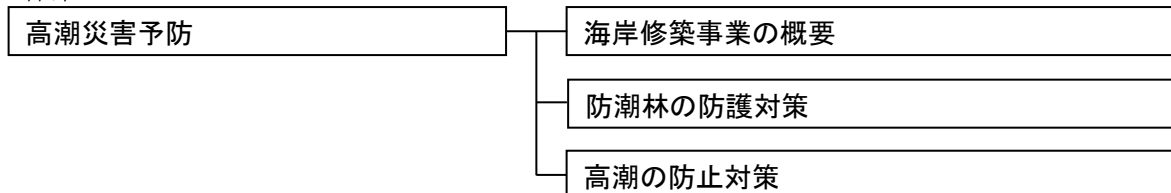
県は、老朽化、降雨、地震等により災害の発生するおそれのある農業用ため池について、「農業用ため池台帳」を整備し、改修を必要とするものから計画的に改修を行う。

第8章 高潮災害予防

実施担当課〔地域振興課、建設水道課〕

町は、高潮災害の防止を図るため事業を推進する。

<施策の体系>



第1節 海岸修築事業の概要

本町海岸は、海水浴場としての性格上、背後に於ける魚付保安林は防潮及び津波の防止に役立ち、過去における被害も最小限にとどめたと記され、更に近年観光開発に於ける海岸道路は防潮、高潮の被害をなくすために着々と工事は進展しつつあるが、未だ未整備の点もあるのでその整備を行う。

第2節 防潮林の防護対策

沿岸漁業を盛んにするための魚付保安林が指定されているが、これに防潮林の性格をもたせて早急に整備させるようにし、植林造成事業の推進を行う。

第3節 高潮の防止対策

防潮林の保護と植林造成及び海岸観光道路の整備、高潮に対する対策として早急に整備し、警報発令の場合は町広報車町防災行政無線等により早期に地域町民に通知するようにする。

また、県は、海岸保全区域では高潮等について防止対策を実施している。町内の海岸保全区域は以下のとおりである。

表 1.8.1 町内の海岸保全区域

沿岸名	海岸名	地区海岸名	延長(m)	指定年月日	県告示番号
東京湾	保田	本郷	1,800	昭和33年5月31日	第267号の2

第9章 情報収集・伝達体制の整備

実施担当課〔総務企画課〕

風水害等が発生した場合、通信施設の損壊、伝送路の切断または焼失、商用電源の停止等による通信不能が発生することが予測される。

また、通信設備の運用について、職員の不慣れから発生する通信不能も予測される。

このため、風水害に強い情報通信ネットワーク体制の整備を図る。

「第2編 震災対策編－第1部－第5章 情報収集・伝達体制の整備」を参照。

第1節 災害通信網の整備

1. 防災行政無線

「第2編 震災対策編－第1部－第5章－第1節－1. 防災行政無線」を参照。

2. 県総合防災情報システム

「第2編 震災対策編－第1部－第5章－第1節－2. 県防災情報システム」を参照。

第2節 無線の設置場所等

「第2編 震災対策編－第1部－第5章－第2節 無線の設置場所等」を参照。

第3節 職員に対する通信施設の使用法の習熟等

「第2編 震災対策編－第1部－第5章－第4節 職員に対する通信施設の使用法の習熟等」を参照。

第10章 生活関連物資等の確保

実施担当課〔総務企画課、税務住民課、建設水道課〕

「第2編 震災対策編―第1部―第18章 生活関連物資等の確保」を参照。

第1節 飲料水、食糧等の生活関連物資等の備蓄状況

「第2編 震災対策編―第1部―第18章―第1節 飲料水、食糧等の生活関連物資等の備蓄状況」を参照。

第2節 備蓄倉庫の整備

「第2編 震災対策編―第1部―第18章―第2節 備蓄倉庫の整備」を参照。
特に、山間部においては、土砂災害時に孤立の発生が懸念されるため、備蓄倉庫を整備するとともに、個人の備蓄を推進する。

第3節 各人による非常持出品の確保指導

「第2編 震災対策編―第1部―第18章―第3節 各人による非常持出品の確保指導」を参照。

第4節 生活関連物資の供給体制の整備

「第2編 震災対策編―第1部―第18章―第4節 生活関連物資等の供給体制の整備」を参照。

第5節 協定の締結

「第2編 震災対策編―第1部―第18章―第5節 協定の締結」を参照。

第6節 帰宅困難者支援に関わる備蓄

「第2編 震災対策編―第1部―第18章―第6節 帰宅困難者支援に関わる備蓄」を参照。

第7節 災害時の物流体制の整備

「第2編 震災対策編―第1部―第18章―第7節 災害時の物流体制の整備」を参照。

第8節 医薬品及び応急医療資機材等の整備

「第2編 震災対策編―第1部―第18章―第8節 医薬品及び応急医療資機材等の整備」を参照。

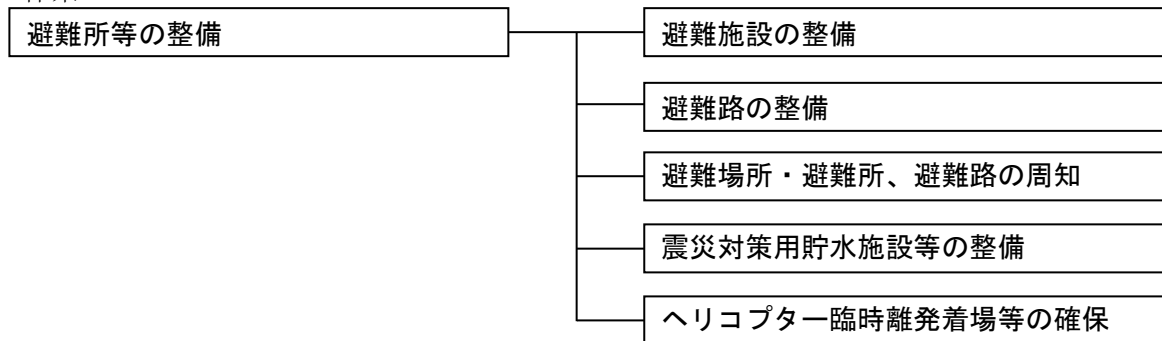
第11章 避難所等の整備

実施担当課〔総務企画課〕

風水害から町民の生命や財産を守るためには、災害応急対応を円滑に行うための避難所等の整備が重要である。

「第2編 震災対策編－第1部－第12章 避難所等の整備」を参照。

<施策の体系>



第1節 避難施設の整備

風水害時における緊急の避難場所と、一定期間滞在して避難生活を送るための避難所とを区別して避難施設を指定し、必要に応じて不燃化の促進、落下物、障害物対策等の促進を図る。

「第2編 震災対策編－第1部－第12章－第1節 避難施設の整備」を参照。

第2節 避難路の整備

避難活動が円滑かつ的確に行われるよう、平時から避難誘導標識及び避難場所等の案内板の設置、夜間照明施設等の整備ならびに「防災マップ」の配付や広報活動、訓練等を通じて避難場所等の周知徹底を行う。

又、外国人等に対する周知として、外国人向防災マップの作成や避難誘導標識の外国語標示などを行い対応する。

第3節 避難場所・避難所、避難路の周知

「第2編 震災対策編－第1部－第12章－第3節 避難場所・避難所、避難路の周知」を参照。

第4節 震災対策用貯水施設等の整備

「第2編 震災対策編－第1部－第12章－第4節 震災対策用貯水施設等の整備」を参照。

第5節 ヘリコプター臨時離発着場等の確保

「第2編 震災対策編－第1部－第12章－第5節 ヘリコプター臨時離発着場等の確保」を参照。

第12章 災害時の医療確保

実施担当課〔保健福祉課・鋸南病院〕

「第2編 震災対策編－第1部－第17章 災害時の医療確保」を参照。

第1節 医療機関の稼働状況等

「第2編 震災対策編－第1部－第17章－第1節 医療機関の稼働状況等」を参照。

第2節 初期医療体制の整備

「第2編 震災対策編－第1部－第17章－第2節 初期医療体制の整備」を参照。

第13章 要配慮者対策

実施担当課〔総務企画課、保健福祉課〕

「第2編 震災対策編―第1部―第13章 要配慮者対策」を参照。

第1節 避難行動要支援者に対する対応

「第2編 震災対策編―第1部―第13章―第1節 避難行動要支援者に対する対応」を参照。

第2節 要配慮者全般に対する対応

「第2編 震災対策編―第1部―第13章―第2節 要配慮者全般に対する対応」を参照。

第3節 社会福祉施設等における防災対策

「第2編 震災対策編―第1部―第13章―第3節 社会福祉施設等における防災対策」を参照。

第4節 外国人に対する対応

「第2編 震災対策編―第1部―第13章―第4節 外国人に対する対応」を参照。

第14章 ボランティア活動の環境整備

実施担当部〔総務企画課、保健福祉課〕

風水害災害時において、災害応急対策の実施には多くの人員を必要とするため、ボランティア活動の協力を申し入れる団体や個人の協力を得て、効果的な応急対策を実施する。

そのため、発災時に迅速な受け入れができるよう受け入れ・調整体制を整備する。

第1節 ボランティアの活動分野

「第2編 震災対策編－第1部－第19章－第1節 ボランティアの活動分野」を参照。

第2節 ボランティアとして協力を求める個人、団体

「第2編 震災対策編－第1部－第19章－第2節 ボランティアとして協力を求める個人、団体」を参照。

第3節 ボランティア意識の啓発、参加の呼びかけ

「第2編 震災対策編－第1部－第19章－第3節 ボランティア意識の啓発、参加の呼びかけ」を参照。

第4節 災害時におけるボランティアの登録、派遣

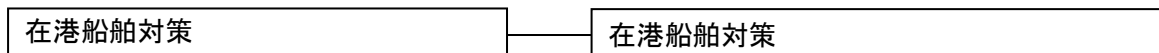
「第2編 震災対策編－第1部－第19章－第4節 災害時におけるボランティアの登録、派遣」を参照。

第15章 在港船舶対策

実施担当課〔地域振興課〕

船舶の災害防止に重点をおき、その方法及び対策を講じる。

<施策の体系>



第1節 在港船舶対策

1. 災害防止の方法

(1) 一般対策(勝山、保田、岩井袋各漁港)

気象通報組織網を通じて予警報の徹底を図る。
関係機関を通じて情報の交換をする。

(2) 非常対策

台風その他に港内において海難事故の発生するおそれのある場合は、直ちに次の指示を与える。

- ① 荷役作業の中止
- ② 船舶の移動
- ③ その他港内における海難防止に関する措置

(3) 予警報伝達方法

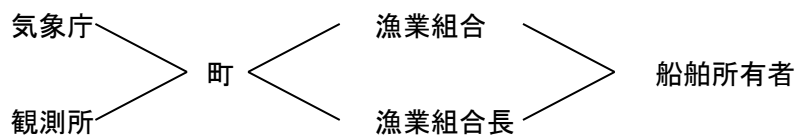


図 1.15.1 予警報伝達方法

第16章 帰宅困難者等対策

実施担当課〔総務企画課、教育委員会〕

「第2編 震災対策編―第1部―第20章 帰宅困難者等対策」を参照。

第1節 帰宅困難者等

「第2編 震災対策編―第1部―第20章―第1節 帰宅困難者等」を参照。

第2節 一斉帰宅の抑制

「第2編 震災対策編―第1部―第20章―第2節 一斉帰宅の抑制」を参照。

第3節 帰宅困難者等の安全確保対策

「第2編 震災対策編―第1部―第20章―第3節 帰宅困難者等の安全確保対策」を参照。

第4節 帰宅支援対策

「第2編 震災対策編―第1部―第20章―第4節 帰宅支援対策」を参照。

第5節 関係機関と連携した取り組み

「第2編 震災対策編―第1部―第20章―第5節 関係機関と連携した取り組み」を参照。

第6節 鉄道事業者の取り組み

「第2編 震災対策編―第1部―第20章―第6節 鉄道事業者の取り組み」を参照。